

香芝市告示第71号

香芝市専用水道事務取扱要綱を次のように定める。

令和7年4月1日

香芝市長 三橋和史

香芝市専用水道事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第3条第6項に規定する専用水道（国が設置する施設を除く。以下同じ。）の適正な管理運営を図るため、水道法、水道法施行令（昭和32年政令第336号）及び水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、専用水道に係る指導、事務処理等必要な事項を定めるものとする。

(確認の申請)

第2条 専用水道の布設工事の設計の確認を受けようとする者は、法第32条の規定により、布設工事確認申請書（第1号様式）に法第33条第1項に規定する工事設計書並びに規則第53条に規定する書類及び図面（以下「添付書類」という。）を添えて、市長に提出しなければならない。この場合において、当該者は、本人確認書類（法人又は組合においては、登記事項証明書）を提示しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、内容を審査し、相当と認めるときは、当該申請をした者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

(専用水道に該当することとなった旨の届出)

第3条 給水対象居住人口の増加、一日最大給水量の増加等により新たに専用水道に該当することとなったときは、当該専用水道の設置者は、設置届出書（第2号様式）に規則第53条に規定する書類及び図面を添えて、市長に提出しなければならない。

(変更の届出等)

第4条 申請者は、布設工事確認申請書（第1号様式）の記載事項に変更が生じたときは、法第33条第3項の規定により、記載事項変更届出書（第3号様式）に変更を証明する書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

2 申請者は、第2条に規定する添付書類の内容について変更が生じたときは、変更報告書（第4号様式）に変更を証明する書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

(廃止の届出)

第5条 給水対象居住人口の減少、一日最大給水量の減少、施設の変更等により専用水道に該当しなくなったときは、当該専用水道の設置者は、廃止届出書（第5号様式）を速やかに市長に提出しなければならない。

(給水開始前の届出)

第6条 給水を開始しようとする者は、法第34条第1項において準用する法第13条第1項の規定により、給水開始前届出書（第6号様式）に位置図及び給水区域図、施設平面図、施設検査報告書並びに水質検査結果書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、給水開始前届出書（第6号様式）等について確認した後、立入検査を行うものとする。

(水道技術管理者の設置報告等)

第7条 専用水道の設置者は、法第34条第1項において準用する法第19条第1項の規定により水道技術管理者を設置したとき、又は変更したときは、水道技術管理者設置（変更）報告書（第7号様式）に、水道技術管理者の資格を有することを証明する書類を添えて、遅滞なく市長に提出しなければならない。

(水質検査の報告)

第8条 専用水道の設置者は、法第34条第1項において準用する法第20条第1項の規定により専用水道の水質検査を行ったときは、その結果を水質検査結果報告書（第8号様式）に水質検査結果書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

(給水の緊急停止の報告)

第9条 専用水道の設置者は、法第34条第1項において準用する法第23条第1項の規定により給水の緊急停止を行ったときは、直ちに市長に報告し、緊急停止報告書（第9号様式）を速やかに提出しなければならない。

(業務委託開始の届出等)

第10条 専用水道の設置者は、法第34条第1項において準用する法第24条の3第1項及び第2項前段の規定により水道の管理に関する技術上の業務を委託したときは、業務委託開始届出書（第10号様式）に受託水道業務技術管理者の資格を有することを証明する書類及び委託契約書の写しを添えて、遅滞なく市長に提出しなければならない。

2 専用水道の設置者は、前項の業務の委託に係る契約が効力を失ったときは、法第34条第1項において準用する法第24条の3第2項後段の規定により業務委託失効届出書（第11号様式）を遅滞なく市長に提出しなければならない。

ない。

- 3 専用水道の設置者は、業務委託開始届出書（第10号様式）の記載事項（契約期間を除く。）に変更が生じたときは、業務委託変更届出書（第12号様式）を遅滞なく市長に提出しなければならない。

（帳簿の備付け）

第11条 専用水道の設置者は、次に掲げる帳簿書類を備えるものとする。

- (1) 水道施設の概要並びに位置、規模及び構造を明らかにした書類及び図面
- (2) 水源及び浄水場の周辺の概況を明らかにした図面
- (3) 水道施設の清掃の記録
- (4) 水質検査に関する帳簿書類
- (5) 健康診断に関する帳簿書類
- (6) その他管理についての記録

- 2 市長は、立入検査等に関する記録を整備し、これを5年間保存するものとする。

（立入検査及び改善の指示）

第12条 市長は、法第39条第2項の規定により、専用水道の適正な管理運営を図るため、定期及び臨時に専用水道の設置者から専用水道の管理について必要な報告を徴し、又は立入検査を行うものとする。この場合において、市長は、立入検査の内容を立入検査票（第13号様式）により記録するものとする。

- 2 前項の規定による臨時の報告の徴収又は立入検査は、次の各号のいずれかに該当するときに行うものとする。

- (1) 設置届出書（第2号様式）又は給水開始前届出書（第6号様式）を受理したとき。
- (2) 法第20条及び第22条の規定による水質検査を行わない等の維持管理義務の違反又はそのおそれがあるとき。
- (3) 専用水道の設置者又は当該専用水道の利用者から水質異常が発生する等の通報、相談又は苦情を受けたとき。
- (4) その他市長が必要と認めるとき。

- 3 市長は、報告の徴収又は立入検査を行うときは、必要に応じ、専用水道の設置者に立会いその他の協力を要請するものとする。

- 4 市長は、立入検査の結果、施設基準に適合していないと認めるときは、専用水道の設置者に対して、維持管理指導票（第14号様式）により法第36条第1項の規定による指導をするものとする。

- 5 市長は、前項の指導をしたときは、必要に応じ、再度立入検査を行い、指

導事項の改善状況を把握するものとする。

(報告)

第13条 専用水道の設置者は、次の各号に該当するときは、速やかに市長に報告するものとする。

- (1) 水質に関する事故が発生したとき。
- (2) 維持管理指導票（第14号様式）を受理し、その対応措置が完了したとき。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

第1号様式（第2条、第4条関係）

布設工事確認申請書

年 月 日

香芝市長

住 所

氏 名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電 話 番 号

水道法第32条の規定による確認を受けたいので、専用水道布設工事計画について次のとおり申請します。

1 水道事務所の所在地

2 工事設計書

3 添付書類

- (1) 水の供給を受ける者の数を記載した書類
- (2) 水の供給が行われる地域を記載した書類及び図面
- (3) 水道施設の位置を明らかにする地図
- (4) 水源及び浄水場の周辺の概況を明らかにする地図
- (5) 主要な水道施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
- (6) 導水管渠、送水管並びに配水及び給水に使用する主要な導管の配置状況を明らかにする平面図及び縦断面図

第2号様式（第3条、第12条関係）

設置届出書

年 月 日

香芝市長

住 所

氏 名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電 話 番 号

給水対象居住人口の増加、一日最大給水量の増加等によって、次の水道が水道法第3条第6項に規定する専用水道に該当することになりましたので、次のとおり届け出ます。

- 1 専用水道の名称
- 2 水道事務所の所在地
- 3 水道事務所の連絡先
- 4 施設の概要
- 5 添付書類
 - (1) 水の供給を受ける者の数を記載した書類
 - (2) 水の供給が行われる地域を記載した書類及び図面
 - (3) 水道施設の位置を明らかにする地図
 - (4) 水源及び浄水場の周辺の概況を明らかにする地図
 - (5) 主要な水道施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 - (6) 導水管渠、送水管並びに配水及び給水に使用する主要な導管の配置状況を明らかにする平面図及び縦断面図

第3号様式（第4条関係）

記載事項変更届出書

年 月 日

香芝市長

住 所

氏 名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電 話 番 号

布設工事確認申請書（第1号様式）の記載事項に次のとおり変更が生じたので、水道法第33条第3項の規定により、届け出ます。

1 変更内容

設置者の住所	新	
	旧	
設置者の氏名	新	
	旧	
水道事務所の所在地	新	
	旧	
変更年月日	年 月 日	

2 添付書類 変更を証明する書類

第4号様式（第4条関係）

変更報告書

年 月 日

香芝市長

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電 話 番 号

次の専用水道に係る事項に変更が生じたので、届け出ます。

1 対象専用水道の内容

専用水道の名称	
水道事務所の所在地	

2 変更内容

変 更 事 項	新	
	旧	
変 更 年 月 日	年 月 日	

3 添付書類 変更を証明する書類

第5号様式（第5条関係）

廃止届出書

年 月 日

香芝市長

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電 話 番 号

次のとおり専用水道を廃止したので、届け出ます。

専用水道の名称	
水道事務所の所在地	
専用水道廃止年月日	年 月 日
廃止の理由	

第6号様式（第6条、第12条関係）

給水開始前届出書

年 月 日

香芝市長

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電 話 番 号

次のとおり給水を開始するので、水道法第34条第1項において準用する同法第13条第1項の規定により、届け出ます。

1 対象専用水道の内容

専用水道の名称	
水道事務所の所在地	
水道事務所の連絡先	
給水を開始しようとする日	年 月 日

2 添付書類

- (1) 位置図及び給水区域図
- (2) 施設平面図
- (3) 施設検査報告書
- (4) 水質検査結果書の写し

第7号様式（第7条関係）

水道技術管理者設置（変更）報告書

年 月 日

香芝市長

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電 話 番 号

水道法第34条第1項において準用する同法第19条第1項に規定する水道技術管理者を設置（変更）したので、次のとおり報告します。

1 対象専用水道の内容

専用水道の名称	
水道事務所の所在地	
水道技術管理者氏名	
設置（変更）年月日	年 月 日

2 添付書類 水道技術管理者の資格を有することを証明する書類

第 8 号様式（第 8 条関係）

水質検査結果報告書

年 月 日

香芝市長

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電 話 番 号

水道法第 3 4 条第 1 項において準用する同法第 2 0 条第 1 項に規定により、
水質検査を行ったので、水質検査結果書を添えて報告します。

第9号様式（第9条関係）

緊急停止報告書

年 月 日

香芝市長

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電 話 番 号

水道法第34条第1項において準用する同法第23条第1項の規定により、給水の緊急停止を行ったので、次のとおり報告します。

専用水道の名称	
水道事務所の所在地	
水道事務所の連絡先	
停止した年月日	年 月 日
停止の理由	

第10号様式（第10条関係）

業務委託開始届出書

年 月 日

香芝市長

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電 話 番 号

水道法第34条第1項において準用する同法第24条の3第2項前段の規定により、水道の管理に関する技術上の業務を委託したので、次のとおり届け出ます。

1 契約の内容

専用水道の名称及び所在地	
水道管理業務委託者の住所及び連絡先	
水道管理業務受託者の住所、氏名及び連絡先	
受託水道業務技術管理者の氏名	
受託した業務の範囲	
契 約 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

2 添付書類

- (1) 受託水道業務技術管理者の資格を有することを証明する書類
- (2) 委託契約書の写し

第11号様式（第10条関係）

業務委託失効届出書

年 月 日

香芝市長

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電 話 番 号

水道の管理に関する技術上の業務の委託に係る契約が効力を失ったので、水道法第34条第1項において準用する同法第24条の3第2項後段の規定により、次のとおり届け出ます。

専用水道の名称及び所在地	
水道管理業務委託者の住所及び連絡先	
水道管理業務受託者の住所、氏名及び連絡先	
受託水道業務技術管理者の氏名	
受託した業務の範囲	
契 約 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
当該契約が効力を失った年月日	
当該契約が効力を失った理由	

第12号様式（第10条関係）

業務委託変更届出書

年 月 日

香芝市長

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電 話 番 号

業務委託開始届出書の記載事項に次のとおり変更が生じたので、届け出ます。

1 対象専用水道

専用水道の名称	
水道事務所の所在地	

2 変更内容

変更した事項	新	
	旧	
契約期間	新	年 月 日から 年 月 日まで
	旧	年 月 日から 年 月 日まで
変更年月日		年 月 日

3 添付書類

- (1) 受託水道業務技術管理者の資格を有することを証明する書類
- (2) 委託契約書の写し

第13号様式（第12条関係）

立入検査票

事業主体		水道施設名	
設置者		水道技術管理者	
委託管理会社		受託水道業務技術管理者	
計画給水人口	人	現在給水人口	人
計画給水量	m ³ /日	現在給水量	m ³ /日
水源の種別		浄水方法	
区分		年間実施回数	
水源施設	水量	十分・賄える・やや不足・不足	
	汚染の可能性	無・有（ ）	
	汚染防止対策	施設・防護柵・立入禁止表示・その他（ ）	
	ろ過設備等の管理	良・不良（ ）	
	滅菌器種類	注入ポンプ・点滴 台	
	使用滅菌薬剤	% 倍希釈、タンク容量 L	
管理に関する書類	水質検査記録（毎日）	有・無	
	水質検査記録（毎月）	有・無	
	健康診断（検便）記録	有・無	名 ※6か月ごと
	水質検査計画	有・無	
管末残留塩素測定	mg/l 時間（ : ）、場所（ ）		
指摘事項			
備考			

第14号様式（第12条、第13条関係）

年 月 日

様

香芝市長



維持管理指導票

年 月 日付けで報告のあった専用水道施設の施設基準について不適合だったので、次のとおり改善してください。

専用水道の名称	
水道事務所の所在地	
指摘事項	